

## 教育委員会定例会日程

平成23年2月22日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 協議事項

(1) 小田原市社会教育委員からの意見書について (資料1 生涯学習政策課)

### 5 議事

#### 日程第1

##### 報告第1号

事務の臨時代理の報告(平成23年度当初予算)について

(学校教育部、生涯学習部)

#### 日程第2

##### 報告第2号

事務の臨時代理の報告(小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例)について

(学校教育課)

#### 日程第3

##### 報告第3号

事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)について

(教育総務課)

#### 日程第4

##### 議案第3号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(学校教育課)

#### 日程第5

##### 議案第4号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について

(教育総務課)

### 6 報告事項

(1) 御用米曲輪整備計画(実施設計)の進捗状況について(資料2 文化財課)

### 7 閉 会

(仮称)生涯学習大学構想に関する意見書

小山田 大和

## 【はじめに】

小田原市が次年度から設立する（仮称）生涯学習大学構想は幾つかの点において非常に憂慮すべき点があります。きらめき☆おだわら塾の運営委員や市民教授としておだわら塾の主催する様々な企画に参加してきた視点と社会教育委員としての立場から当該問題点について簡潔に述べたうえで提案をさせていただきたく存じます。

## 【問題点】

① 「官」から「民」の流れは生涯学習政策の中では必要であると考えます。しかし、今回の構想はあまりにも唐突になされたきらいがあります。換言すれば、次年度よりスタートする新総合計画に無理に合わせるようスケジュールが組まれ、その窮屈な日程の中でステークホルダー（利害関係者）が難しい検討を余儀なくされていると感じます。もちろん、一部の組織は、移行もスムーズになされていますが、多くの市民はこの制度変更を事実として認識していないと思います。また、大きな制度変更には、その前提としてパブリックコメントなど多様な市民ニーズを把握し、その聴取をすべきところ現段階でそのような対応をとられた形跡がありません。これは市民が主役の街づくりをうたう小田原市の手続きとしては瑕疵があると言わざるを得ません。

② 行政部門が事業として生涯学習を行うならば、その前提として行程表等の中でどのように当該事業に財政措置も含めて関与し、その度合を変更していくのかある程度の見通しを示す必要があるように思います。しかし、その見通しを聞いたことも示されたこともありません。

「官」から「民」の流れの中で、「官」と「民」のそれぞれの役割、分担、機能を精査しない中での安易な民営化は将来に必ずつけを残すこととなります。例えば、当初は予算が出ることになっても次年度以降は白紙の状態では、委託元は次年度を見据えた計画ができないばかりか突然の変更に狼狽し、場合によれば当該事業を継続することが困難となり、終局的には先輩たちが築き上げた小田原市の素晴らしい生涯学習事業が断絶するという危険性があり得るということです。生涯学習事業における官民の協働はいかにあるべきかという「熟議」なしに拙速な議論で変更を行うことに大変危機感を抱いています。

## 【提案】

- ① 市民ニーズの把握に全力を尽くし、当該事業については定期的に検証と修正を行う事。
- ② 移行された事業を担う団体に対しては、パートナーとして最低限財政措置や助言も含め「行政にしか出来ない措置とは何か」を思慮しあらゆる最大限の支援策を講ずる事。

報告第1号

事務の臨時代理の報告（平成23年度当初予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成23年2月22日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

平成23年度

# 当初予算要求概要

(教育費関係)

## 平成23年度 教育費予算総括表

	費目	当初予算額		増減		23年度予算額(課別・事業費) (千円)					
		23年度 (千円)	22年度 (千円)	額 (千円)	対前年度 比 (%)	教育総務	生涯学 習政策	青少年	文化財	スポーツ	図書館
学校教育 部	教育委員会費	7,349	7,121	228	3.2%	7,349					
	事務局費	402,510	479,263	-76,753	-16.0%	402,510					
	学校給食共同調理場費	207,272	193,441	13,831	7.1%	207,272					
	小・学校管理費	940,490	929,720	10,770	1.2%	940,490					
	小・教育振興費	213,167	90,772	122,395	134.8%	213,167					
	中・学校管理費	281,370	318,328	-36,958	-11.6%	281,370					
	中・教育振興費	113,962	76,704	37,258	48.6%	113,962					
	幼稚園費	62,457	60,196	2,261	3.8%	62,457					
	事業費計A	2,228,577	2,155,545	73,032	3.4%	2,228,577					
	人件費B	900,820	914,857	-14,037	-1.5%	( 職 員 課 予 算 )					
小計C(A+B)	3,129,397	3,070,402	58,995	1.9%							

生涯学 習部	社会教育総務費	6,076	40,179	-34,103	-84.9%	6,076					
	青少年対策費	194,011	183,043	10,968	6.0%		194,011				
	文化財保護費	356,935	462,553	-105,618	-22.8%				356,935		
	生涯学習センター費	103,113	87,956	15,157	17.2%	103,113					
	図書館費	200,520	204,067	-3,547	-1.7%						200,520
	郷土文化館費	26,280	23,664	2,616	11.1%	26,280					
	尊徳記念館費	64,425	55,381	9,044	16.3%	64,425					
	諸施設費	6,820	7,132	-312	-4.4%	530	6,290				
	保健体育総務費	58,828	60,363	-1,535	-2.5%						58,828
	体育施設費	188,359	181,596	6,763	3.7%						188,359
	事業費計D	1,205,367	1,305,934	-100,567	-7.7%	200,424	200,301	356,935	247,187	200,520	
	人件費E	620,569	644,840	-24,271	-3.8%	( 職 員 課 予 算 )					
小計F(D+E)	1,825,936	1,950,774	-124,838	-6.4%							

事業費計G(A+D)	3,433,944	3,461,479	-27,535	-0.8%	2,228,577	200,424	200,301	356,935	247,187	200,520
人件費計H(B+E)	1,521,389	1,559,697	-38,308	-2.5%	( 職 員 課 予 算 )					
総合計 I (G+H)	4,955,333	5,021,176	-65,843	-1.3%						

(単位:千円)

款	項	目	23年度	22年度	比較	主な事業 (下線は新規事業)
10	教育費		3,433,944	3,461,479	△ 27,535	
	1	教育総務費	617,131	679,825	△ 62,694	
		1教育委員会費	7,349	7,121	228	○教育振興基本計画策定事業 ○旧片浦中学校施設活用事業 ○未来へつながる学校づくり推進事業 ○学校支援地域本部事業 ○特別支援教育推進事業
		2事務局費	402,510	479,263	△ 76,753	○生徒指導員派遣事業 ○高等学校等奨学金事業 ○不登校対策支援モデル事業 ○学校司書派遣事業
		3学校給食共同調理場費	207,272	193,441	13,831	○給食調理場施設・設備整備事業 ・屋上雨漏り防水シート改修(橘・豊川)
	2	小学校費	1,153,657	1,020,492	133,165	
		1学校管理費	940,490	929,720	10,770	○工事請負 ・扇風機設置(4校) ・床改修(前羽小等) ○教科書指導書整備事業 ○小田原市立小学校児童遠距離通学費補助金
		2教育振興費	213,167	90,772	122,395	○少人数学級編制推進事業 ○スタディ・サポート・スタッフ事業 ○小学校外国語指導助手派遣事業 ○おだわらっこドリームシアター事業
	3	中学校費	395,332	395,032	300	
		1学校管理費	281,370	318,328	△ 36,958	○工事請負 ・扇風機設置(2校) ○新学習指導要領対応教材整備事業 ○小田原市立中学校生徒遠距離通学費補助金
		2教育振興費	113,962	76,704	37,258	○新学習指導要領対応非常勤講師配置事業 ○教員海外研修派遣
	4	幼稚園費	62,457	60,196	2,261	
		1幼稚園費	62,457	60,196	2,261	○工事請負 ・空調設備設置(酒匂幼)

(単位:千円)

款	項	目	23年度	22年度	比較	主な事業 (下線は新規事業)
	5	社会教育費	958,180	1,063,975	△ 105,795	
		1社会教育総務費	6,076	40,179	△ 34,103	○(仮称)おだわら生涯学習大学事業 ○地域の見守り拠点づくり事業 ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ○情報発信支援事業 ○指導者養成研修事業
		2青少年対策費	194,011	183,043	10,968	○地域・世代を超えた体験学習事業 ○指定文化財等保存管理事業 ○文化財公開事業
		3文化財保護費	356,935	462,553	△ 105,618	○本丸・二の丸整備事業 ○八幡山古郭・総構整備事業 ○緊急発掘調査事業
		4生涯学習センター費	103,113	87,956	15,157	○史跡等用地取得事業 ○史跡石垣山保全対策事業 ○早川石丁場群整備事業 ○図書資料購入費 ○貴重資料保存事業
		5図書館費	200,520	204,067	△ 3,547	○文学のまちづくり事業 ・(仮称)西海子サロン事業費 ○松永記念館交流事業 ・美術館交流
		6郷土文化館費	26,280	23,664	2,616	○尊徳学習推進事業 ・「報徳の集い」開催費
		7尊徳記念館費	64,425	55,381	9,044	
		8諸施設費	6,820	7,132	△ 312	
	6	保健体育費	247,187	241,959	5,228	
		1保健体育総務費	58,828	60,363	△ 1,535	○おだわら駅伝競走大会 ○スポーツ少年団姉妹都市交流事業 ○城下町おだわらツデーマーチ ○総合型地域スポーツクラブ推進事業
		2体育施設費	188,359	181,596	6,763	

報告第2号

事務の臨時代理の報告（小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例）  
について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成23年2月22日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例

小田原市奨学基金条例（平成5年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 小田原市に住所を有する者で、経済的理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（<u>中等教育学校の後期課程を含む。</u>）の課程（通信制の課程を除く。）<u>若しくは高等専門学校の課程又は公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項各号に掲げるもの</u>の修学に困難があるものに対し、修学を奨励する事業の財源に充てるため、基金を設置する。</p> <p>(繰替運用)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(処分)</p> <p><b>第7条</b> <u>基金は、第2条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上してその全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 小田原市に住所を有する者で、経済的理由により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校の課程（通信制の課程を除く。）の修学に困難があるものに対し、修学を奨励する事業の財源に充てるため、基金を設置する。</p> <p>(繰替運用)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(理由)

奨学基金の全部又は一部を処分することができることとするほか、奨学基金を財源とする修学を奨励する事業の対象者の範囲を拡大するため提案するものであります。

[改正理由]

奨学基金の全部又は一部を処分することができることとするほか、奨学基金を財源とする修学を奨励する事業の対象者の範囲を拡大するため改正する。

[内 容]

1 修学奨励事業の対象者の範囲の拡大（第2条関係）

奨学基金を財源とする修学を奨励する事業の対象者に高等学校の課程に類する課程の修学に困難がある者を加えることとする。

2 奨学基金の処分（第7条関係）

修学を奨励する事業の財源に充てる場合に限り、奨学基金の全部又は一部を処分することができることとする。

[適 用]

平成23年4月1日

報告第3号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成23年2月22日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** (略)

(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

**第2条** 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年小田原市条例第247号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>(平成21年4月1日から平成24年5月23日までの期間における教育長の給料に係る減額措置等)</p> <p>4 平成21年4月1日から平成24年5月23日までの期間について教育長に対し支給する給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額の100分の95に相当する額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>(平成21年度及び平成22年度における教育長の給料に係る減額措置等)</p> <p>4 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの期間について教育長に対し支給する給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額の100分の95に相当する額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

**附 則**

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(理由)

本市の厳しい財政状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額の減額措置の期間を市長の任期満了の日まで延長するため提案するものであります。

小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）の一部を次のように改正する。

（略）

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小田原市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

（略）

（小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

- 4 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年小田原市条例第247号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）<u>第2条の2及び第11条から第18条まで（第13条第8項及び第9項、第15条第2項並びに第18条第1項、第3項及び第7項を除く。）</u>の規定は、第1項の退職手当の支給について準用する。</p>	<p>（退職手当）</p> <p><b>第6条</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 小田原市職員の退職手当に関する条例（昭和26年小田原市条例第160号）<u>第8条第1項、第11条、第11条の2第1項及び第3項、第11条の3第1項から第4項まで、第7項及び第8項並びに第11条の4</u>の規定は、第1項の退職手当の支給について準用する。<u>この場合において、同条例第11条の3第1項、第3項、第4項、第7項及び第8項並びに第11条の4第1項の規定中「任命権</u></p>

者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2  
項中「規則で」とあるのは「教育委員会が別  
に」と読み替えるものとする。

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

5 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

(略)

(理由)

退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について国家公務員の退職手当制度に準じた新たな支給制限及び返納の制度を設けるため提案するものであります。

## 小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について国家公務員の退職手当制度に準じた新たな支給制限及び返納の制度を設けるため改正する。

### [内 容]

#### 1 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限（第12条関係）

退職者が次のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、当該退職者に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとする。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
- (2) 失職又はこれに準ずる退職をした者

#### 2 退職手当の支払の差止め（第13条関係）

##### (1) 退職者に対する退職手当の支払の差止め

ア 退職者が次のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、当該退職者に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行うこととする。

(ア) 職員が刑事事件に関し起訴をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(イ) 退職者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、当該退職者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

イ 退職者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、当該退職者に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行うことができることとする。

(ア) 退職者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(イ) 退職手当管理機関が、退職者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

(2) 遺族に対する退職手当の支払の差止め

死亡による退職者の遺族に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、退職手当管理機関が、当該退職者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったときは、退職手当管理機関は、当該遺族に対し、退職手当の支払を差し止める処分を行うことができることとする。

3 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限（第14条関係）

(1) 退職者に対する退職手当の支給制限

退職者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、当該退職者に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとする。

ア 退職者が刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

イ 退職者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

ウ 退職手当管理機関が、退職者について、退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(2) 遺族に対する退職手当の支給制限

死亡による退職者の遺族に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、退職手当管理機関が、当該退職者について、退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、退職手当管理機関は、当該遺族に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとする。

4 退職者の退職手当の返納（第15条関係）

(1) 退職者の退職手当の返納

退職者に対し退職手当が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、退職手当管理機関は、当該退職者に対し、退職手当の全部又は一部の返

納を命ずる処分を行うことができることとする。

ア 退職者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

イ 退職者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

ウ 退職手当管理機関が、退職者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

## (2) 処分を行うことができる期間

退職手当管理機関が、退職者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたときにおける(1)の規定による処分は、退職の日から5年以内に限り、行うことができることとする。

## 5 遺族の退職手当の返納（第16条関係）

死亡による退職者の遺族に対し退職手当が支払われた後において、退職手当管理機関が、当該退職者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたときは、退職手当管理機関は、当該遺族に対し、退職の日から1年以内に限り、退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとする。

## 6 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付（第17条関係）

退職者に対し退職手当が支払われた後において、退職手当の受給者が退職の日から6月以内に退職手当の返納を命ずる処分を受けることなく死亡した場合において、退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人に対し、退職の日から6月以内に、当該退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分等を行うことができることとする。

## 7 退職手当審査会（第18条関係）

### (1) 退職手当審査会の設置

退職手当管理機関の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査

審議するため、退職手当審査会を設置することとする。また、退職手当審査会は、委員5人以内をもって組織することとする。

(2) 退職手当審査会への諮問

退職手当管理機関は、次に掲げる処分を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならないこととする。

ア 退職手当管理機関が、退職者について、退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合に、当該退職者又は死亡による退職者の遺族に対し退職手当の支給を制限する処分

イ 退職者又は死亡による退職者の遺族に対し退職手当の返納を命ずる処分

ウ 退職手当の受給者の相続人に対し退職手当相当額の納付を命ずる処分

8 関係条例の整備（改正条例附則第4項及び第5項関係）

次の条例について退職手当の新たな支給制限及び返納の制度が設けられること等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(2) 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例

9 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日以後の退職に係る退職手当について適用

議案第 3 号

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 3 年 2 月 2 2 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和58年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(延長保育) <b>第9条の2</b> 園長は、必要があると認めるときは、前条の規定により編成した教育課程に係る教育時間の終了後においても、これに引き続き <u>午後5時まで</u> 保育を行うことができる。	(延長保育) <b>第9条の2</b> 園長は、必要があると認めるときは、前条の規定により編成した教育課程に係る教育時間の終了後においても、これに引き続き <u>2時間を超えない範囲内</u> で保育を行うことができる。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

[改正理由]

幼稚園において行う延長保育の実施時間を延長するため改正する。

[内 容]

幼稚園において行う延長保育を、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後から午後5時まで行うことができることとする。（第9条の2関係）

[適 用]

平成23年4月1日

議案第4号

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について、議決を求める。

平成23年2月22日提出

小田原市教育委員会  
教育長 前田 輝男

平成23年2月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市教育委員会

委員長 和田 重宏

小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことについて、当委員会が管理及び執行する事務につき、平成23年4月1日より、次のとおり貴職の事務を補助する職員に補助執行させたいので、地方自治法第180条の7に基づき、協議します。

- 1 教育委員会は、その権限に属する事務のうち下表の左欄の事務を、同表の右欄の職員に補助執行させるものとする。

事 務	職 員
《事務局》 (1)生涯学習の総合的企画及び調整に関すること。 (2)社会教育委員に関すること。 (3)社会教育指導者の養成に関すること。 (4)社会教育関係団体に関すること。 (5)学校施設の開放（社会教育開放に限る。）に関すること。 (6)集会所の管理及び運営に関すること。 (7)生涯学習に関する講座等開催及び情報提供並びに学習相談支援に関すること。 (8)生涯学習センターの管理及び運営に関すること。 (9)地区公民館の育成に関すること。 (10)郷土文化館の管理及び運営に関すること。 (11)郷土文化資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。 (12)尊徳記念館の管理及び運営に関すること。 (13)二宮尊徳に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。	文化部長及び生涯学習課の職員
《事務局》 (1)文化財保護の企画及び調整に関すること。 (2)文化財の指定及び指定の解除に関すること。 (3)文化財の調査、保存及びその活用に関すること。 (4)文化財の普及及び啓発に関すること。 (5)文化財保護委員会に関すること。 (6)小田原城跡の調査及び整備の企画及び実施に関すること。 (7)国指定史跡の調査及び保存に関すること。 (8)埋蔵文化財の発掘調査及び保存に関すること。	文化部長及び文化財課の職員

事 務	職 員
《事務局》 (1)図書館活動の総合的企画及び調査に関する事 (2)図書館の管理及び運営に関する事 (3)図書館協議会に関する事 (4)図書館関係機関及び図書館関係団体との連絡及び調整に関する事 (5)図書館資料の運用に関する事 (6)図書館資料や地域資料の調査及び研究に関する事 (7)自動車文庫の運営に関する事 (8)視聴覚ライブラリーに関する事 (9)文学館の管理及び運営に関する事	文化部長及び図書館の職員
《事務局》 (1)学校施設の開放（スポーツ開放に限る。）に関する事	文化部長及びスポーツ課の職員
《事務局》 (1)青少年の体験交流学習に関する事 (2)青少年指導者及び育成者に関する事 (3)塔ノ峰青少年の家の管理及び運営に関する事	子ども青少年部長及び青少年課の職員

- 2 この補助執行において、その執行にあたり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、教育委員会と協議するものとする。
- 3 この補助執行における決裁区分及びその他必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 4 部長職名及び課名については、平成23年4月1日に設置予定の市長の組織によるものとする。

事務担当 教育総務課総務担当 内線672

## 御用米曲輪整備計画（実施設計）の進捗状況について

## 1 これまでの経過

平成22年11月9日	実施設計の入札・契約、業務開始
11月26日	第1回史跡小田原城跡調査・整備委員会において御用米曲輪整備の方向性や内容等を協議
12月中旬	発掘調査、測量調査の結果を御用米曲輪整備計画（実施設計）に反映
12月27日	第1回植栽専門部会において御用米曲輪の植栽のあり方を協議
平成23年1月7日	御用米曲輪整備計画（実施設計）たたき台を植栽専門部会部会員へ送付し意見聴取（2回）
1月下旬	植栽専門部会部会員からの意見を盛り込んだ御用米曲輪整備計画（実施計画）素案を作成
1月29日	素案をもとに市民説明会を開催
2月1日	パブリックコメントを実施（2月14日まで）

## 2 今後のスケジュール

平成23年2月17日	第2回植栽専門部会において御用米曲輪整備計画（実施計画）計画案をとりまとめ
2月23日	第2回史跡小田原城跡調査・整備委員会での協議
2月下旬	県・文化庁との協議
3月中旬	御用米曲輪整備計画（実施計画）を決定
4月以降	広報小田原ほかで周知

# 史跡小田原城跡御用米曲輪整備計画

## 実施設計素案(概要版)

平成23年1月

小田原市教育委員会

# 1. 整備の基本方針

## (1) 御用米曲輪の概要

小田原城址公園一体は、広大な小田原城とその長い歴史の中で、江戸時代に大きく手が加えられた本丸・二の丸を中心とする部分に相当します。そして、この範囲は国指定史跡として文化財保護法により保護されています。

しかし、明治時代以降、様々な施設が置かれ、お城の姿が分かりにくくなってしまったことから、平成5年(1993)に『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』を定め、これに基づいて史跡としての本来の価値を保存するとともに、その活用を進めているところです。

今回史跡整備を行う御用米曲輪は、本丸の北側に位置し、江戸時代には本丸と二の丸からしか入ることのできない重要な場所でした。この場所には、最大で六棟の蔵が建てられていたため、「御用米曲輪」と呼ばれています。「御用米」とは、幕府の命令で城に蓄えていた米などのことで、小田原藩が責任を持って管理をしていました。

絵図などを見ると、江戸時代の御用米曲輪には、これらの蔵のほかにも小さな建物が建てられていたことがわかります。昭和57年(1982)度の調査では、江戸時代の遺跡の下から戦国時代の建物跡なども見つかっており、長い歴史を歩んだ場所であることが分かっています。

また、御用米曲輪の周囲は緑豊かな土塁に囲まれており、江戸時代に石垣が積まれた馬屋曲輪や二の丸などのお城の正面である大手筋とは異なり、土塁と空堀で構成されていた戦国時代の小田原城の面影を残している場所と考えられています。これらのことは、城絵図の分析や発掘調査などにより次第に明らかになってきたものですが、現在実施中の発掘調査では、一部で江戸時代の石垣が確認されており、戦国時代のお城を改修しながら使われてきた様子も確認されています。

しかし、明治時代になり、小田原城が廃城となって以降の御用米曲輪の跡は野放地のようにになりました。そして、昭和24年(1949)には市営球場が建設され、土塁の形、曲輪本来の形が分かりにくくなってしまいました。また、豊かな緑を演出する樹木も、適切に管理してこなかったことから不健全に生育し、必ずしも史跡としての景観にそぐわない状況が認められるようになってしまいました。

今回策定される御用米曲輪の整備実施計画では、こうした状況を踏まえたうえで、中世小田原城の面影が残り、緑に囲まれながらそこに史跡が息づいている、そんなイメージを目指して作業を進めていきます。

## **(2) 御用米曲輪整備の方向性**

御用米曲輪の整備は、主に土塁の修復や曲輪内部の平場の修景を基本とし、蔵などの建造物は復元的な手法ではなく、平面的な表示にとどめた整備とします。この整備は、史跡としての曲輪の基本的な形状（曲輪取り）が明確になることと、市街地の中心にある貴重な広場として今後広く活用されることに主眼を置いています。

こうした考え方に基づいて、野球場施設の撤去等を行うとともに、土塁や法面の造成工事、施設整備、植栽の整備計画を立てていきます。なお、具体的な実施方法については、現在発掘調査を進めているところであり、野球場のスタンド等解体を行ってから適切な手法が明らかになる箇所もあります。これらについては、今後計画を進めながら設計に反映させていきます。

## **(3) 御用米曲輪に残る遺構の状況**

御用米曲輪では、昭和 57 年度に発掘調査を行っています。この時の調査では、江戸時代の蔵の跡と考えられる敷石遺構や石列、石組水路、井戸などを確認し、戦国時代の遺構も確認できました。これらの成果により、御用米曲輪には良好に遺跡が残っている様子が確認されましたが、その後、曲輪内の平場部分は盛土されて駐車場として利用されていたため、遺構も埋蔵保存されていました。しかし、北東土塁上では、経年の影響で盛土保存した石列などが露出し、遺構にとっては好ましくない状態となっていました。

そして平成 22 年度、御用米曲輪整備計画（実施設計）策定に際しての事前データを得るため、改めて遺構の状況確認調査を行いました。その結果、御用米曲輪東南堀については、堀上幅約 16m の水控えの石垣を持つ堀であることがわかりました。また、南側法面・北西土塁については、現状の地形は多量の崩落土が堆積し、本来の曲輪の形態と大きく異なっていることもわかりました。北東土塁については、露出していた石列の並びを確認するとともに、昭和 57 年度の調査位置を確認し、蔵の基礎と考えられる敷石遺構、三段以上に構築された石垣、石列を確認し、御用米曲輪北東土塁の規模や蔵の位置を考える上での手がかりを得ることができました。

## **2. 整備の手法**

### **(1) 仮設工事**

整備工事着手にあたっては、整備対象範囲外周に仮囲いを設置し、安全面の確保、騒音の軽減、粉塵の飛散防止を行います。仮囲いの外観は景観に配慮したものを採用し、工事期間中の整備風景が外からも覗けるようにします。

### **(2) 撤去工事**

史跡としての保存・復元の対象外となる観覧席、コンクリート擁壁等の構造物の撤去を、遺構への影響に配慮しながら行います。

また、撤去工事中に落枝等の危険が想定される樹木については、植栽専門部会の樹木・造園等の専門委員の指導のもとに事前に剪定などの対応を講じます。これにより、一方では構造物と絡んだ樹木、構造物に覆われた樹木が自立できるような状態を確保し、その上で構造物の撤去作業を進めます。

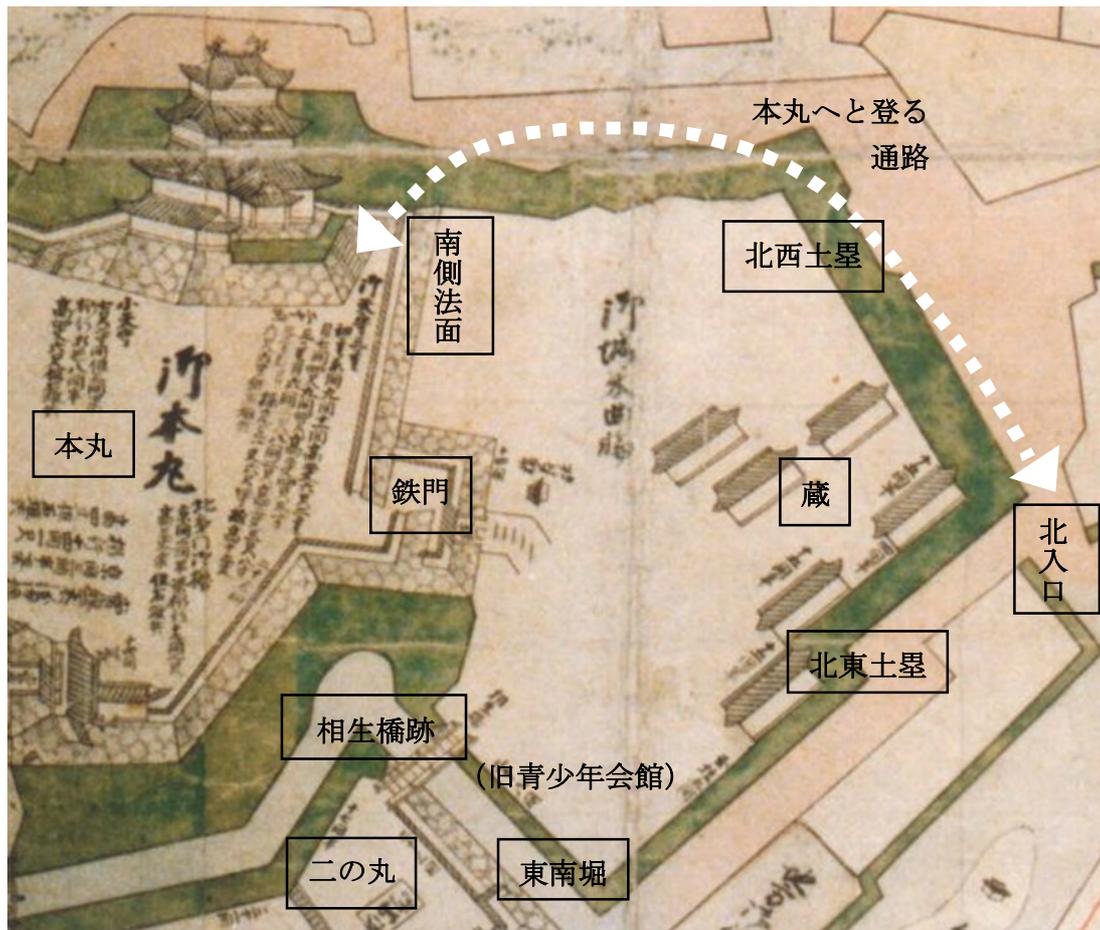
### (3) 造成工事計画

南側法面と北東土塁・北西土塁は、本来の形が明確になるように切土と盛土を行います。また、法面の角度が急なため、保護材を用いながら保護植栽を行います。そして、南側法面については、本丸石垣から崩落した石材が点在して危険であることから、安全確保のために石材の移設などを行います。

北東土塁は、観覧席やフェンスを撤去したあと、発掘調査に基づいて土塁南側を本来の形に戻します。なお、蔵などの遺構と樹木の根系保護のため、土塁上では最低限の盛土を行います。

北西土塁は、観覧席の撤去後、土塁の形が明瞭になるよう、盛土・切土を行います。造成工事後は、表層に現地表の土を利用することで、自生の植物を再生させるように試みます。

なお、城址公園北入口から本丸へと登る通路はそのまま残します。



「文久図」に描かれた御用米曲輪と主な整備対象地の名称

#### (4) 施設整備計画

本整備においては、土塁の修景による曲輪取りを明確にすることを目的としており、施設等の設置は最小限にとどめます。

##### ア 蔵の平面表示

蔵については、その位置に平面表示を行います。曲輪平場内では、建物の輪郭を蔵の布基礎のイメージに合わせて玉石敷きとし、その内側は周囲の芝生と区別するため真砂土舗装等で仕上げます。なお、北東土塁上の蔵跡については、既存樹木や除去しなければならない構造物との関係を見ながら、整備の方法をさらに検討します。

##### イ 土堀・水路・井戸等の平面表示

土堀・水路・井戸等の遺構についても平面表示を行います。土堀など線的な構造物は遺構の状況に合わせ、玉石を用いるほか、土塁上などでは場所の仕切りを示すのに効果的な低木植栽を活用します。また水路・井戸などについては平場の活用も考慮した表示方法を検討します。

##### ウ 動線計画と平場へのアプローチ

曲輪へのアプローチについては、城址公園北入口から御用米曲輪に入る切り通しをそのまま残すことで、安全性やバリアフリーを確保します。

この切り通し部分から御用米曲輪南東の相生橋跡を結ぶ形で、平場内に管理用車両も乗り入れることができるバリアフリー通路を設けます。

北東土塁上は、隣接する学校や民家に配慮し、これまで通路であった状況を改め、江戸時代の絵図を参考に階段を設け、見学や管理のためにのみ土塁に登れるようにします。

##### エ 案内板

曲輪の入口に御用米曲輪の概要を説明する案内板を、蔵など平面表示した遺構にもそれぞれ説明板を設けます。

##### オ 照明器具

通路や曲輪の外周部に史跡の景観に配慮した照明器具を設けます。

##### カ 水飲み場・手洗い場・散水栓

便益施設として、水飲み場・手洗い場を設けます。また、芝生の管理のための散水栓も設置します。なお、トイレは曲輪内には新設せず、現在あるものを当面活用していきます。

##### キ 雨水排水施設

曲輪内平場の雨水排水については、景観と遺構への影響に配慮しながら暗渠排水線を設置します。

#### (5) 植栽計画

本整備における植栽工としては、総合的な樹木の剪定・伐採、北東土塁上のクスノキ、曲輪東側の生垣、修景土塁法面の保護植栽、南側法面・北西土塁の植栽、曲輪内平場の植栽などの課題があります。また、これらに伴った新規植栽も必要となります。新たに植栽する場合は、基本的に史跡地内の既

存種や在来種の中から、根系が成長しても遺構面の破壊が抑えられる樹種を選定します。

なお、植栽については、整備後の維持・管理の継続が重要です

#### **ア 樹木の剪定・伐採について**

御用米曲輪の整備を行う範囲の樹木は、遺構保護と今後の健全な生育環境の維持のため、剪定・伐採を行います。極端な景観・環境の変化が生じないように配慮し、樹木の成長を考慮して計画的に行います。

なお、様々な視点からの眺望や遮蔽効果、曲輪取りを明確にさせる視覚的な効果などにも配慮するものとします。

#### **イ 北東土塁上のクスノキについて**

北東土塁上のクスノキについては保全していくことを前提としますが、植栽専門部会の意見にもあったように、剪定や間伐は必要です。このため、樹形や植栽密度とともに、遺構との抵触状況や構造物撤去との兼ね合いも考慮したうえで植栽配置を決定していきます。

具体的には、来年度の発掘調査や構造物の撤去作業を経たうえで、植栽専門部会に諮りながら対処方法を決定します。

#### **ウ 曲輪東側の生垣について**

曲輪取りを理解する上で障害となっている曲輪東側の旧建造物（旧青少年会館等）に伴って植栽された生垣については、撤去することを原則とし、土塀等の表示方法としての新たな植栽を実施することで代替します。

#### **エ 修景土塁法面の保護植栽について**

法面の植栽については、御用米曲輪の周囲四方に及ぶため、場所により日照条件なども異なってきます。そのため、単一植栽ではなく、過去に自生していた可能性が高い植物、現在自生しているものなどを混植し、その上で、自然の遷移に任せた安定を図ります。

#### **オ 南側法面・北西土塁の植栽**

南側法面・北西土塁については、下に厚く堆積している崩落土を除去することから、崩落土上の樹木は取り除くこととなります。そのうえで、法面が急角度であるため、崩落防止のための保護植栽を行います。

なお、北西土塁上にある傾いたマツは、幹に空洞があるため、安全管理や維持管理面での検討を踏まえたうえで、今後の取り扱いを決定します。

#### **カ 曲輪内平場の植栽**

曲輪内の平場については、整備後の場の活用を考慮して、芝生による仕上げとします。また、平場内に緑陰等を確保するための植栽についても発掘調査結果や整備後の広場の利用形態に配慮しながら検討します。

#### **キ 整備後の植栽管理**

整備後の植栽管理についても、適正な維持管理を行うことで最良の状態を維持することに努めます。植栽専門部会での検討を経て、樹種に応じた適切な剪定・刈り込みを行うとともに、定期的に樹木診断を行うことで、将来的にも豊かな緑がある史跡景観を確保します。